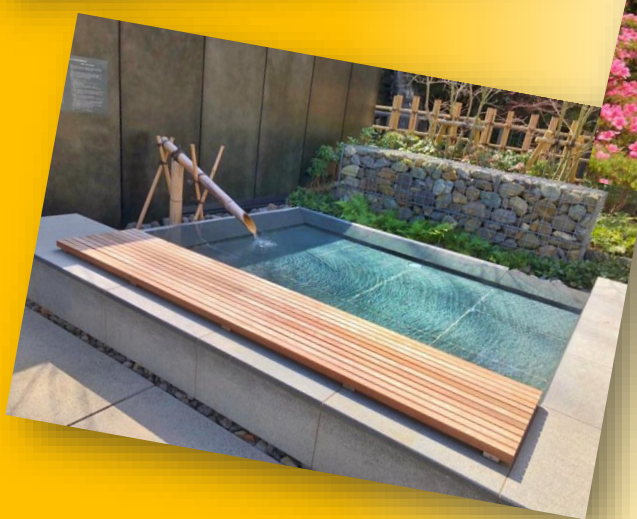




湯河原町

町民向けサービス等一覧



湯河原町地域政策課
令和5年9月 発行



湯河原町 町民向けサービス等 一覧

分 類	担当課	事 業 名	ページ
活動団体	地域政策課	区会への加入	1
	地域政策課	湯河原まちづくりボランティア協会	1
	社会教育課	子ども会への加入	2
	社会教育課	ジュニア・リーダーズ・クラブへの加入	2
情報発信	秘書広報室	広報ゆがわら	3
	議会事務局	議会ゆがわら	3
	デジタル推進室	ゆがわらメールマガジン	3
	地域政策課・秘書広報室	テレビ神奈川（tvk）データ放送	3
	地域政策課	防災行政無線	4
	地域政策課	湯河原町テレホンサービス	4
	秘書広報室	四季彩のまち出前講座	4
暮らし	住民課	湯河原町結婚新生活支援事業	5
	住民課	湯河原町国民健康保険出産育児一時金	5
	住民課	コンビニ交付サービス	5
	徴収対策室	口座振替納付推進事業	6
	農林水産課	ふれあい農園貸付事業	6
	地域政策課	予約型乗合い交通「ゆたぽん号」	7
	地域政策課	コミュニティバス	7
	秘書広報室	湯河原町民カレンダー	7
	デジタル推進室	ゆがわらWi-Fi	8
	まちづくり課	湯河原海辺公園ドッグラン	8
	環境課	ごみの収集	8
	環境課	粗大ごみ	9
	環境課	リサイクル	9
	図書館	ブックスタート	10
	図書館	セカンドブック	10
	図書館	資料宅配サービス	10
	地域政策課	雇用確保支援事業	10
	地域政策課	防災備蓄品購入等事業	10
補助金・助成金	環境課	湯河原町猫不妊及び去勢手術費助成金	11
	下水道課	湯河原町水洗便所改造等助成制度	11
	まちづくり課	木造住宅耐震化補助事業	11
	地域政策課	住宅リフォーム等助成事業	12
	環境課	生ごみ処理器設置費助成金	12
	環境課	住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金	13
	まちづくり課	湯河原町生垣設置奨励助成金	13
	地域政策課	防犯カメラ設置助成事業	13
	地域政策課	危険木伐採等補助事業	14
	地域政策課	民間施設の町民・市民割引制度	14

子育て	こども支援課	湯河原町ファミリーサポートセンター事業	15
	こども支援課	一時預かり	15
	こども支援課	湯河原町子育て支援紙おむつ等支給事業	15
	保健センター・消防	マタニティ・サポート119	16
	保健センター	母子保健型子育て世代包括支援センター「ほんわか」	16
	保健センター	妊産婦健康診査助成	16
	保健センター	妊婦歯科健診	16
	保健センター	新生児聴覚検査助成	16
	保健センター	不妊・不育症治療費助成	17
	社会福祉課	あゆみの会	17
	こども支援課	子育てサロン	17
	まちづくり課	ベビーシート・チャイルドシートの無料貸出	17
教育	学校教育課	育英奨学金制度	18
	学校教育課	就学援助制度	18
	学校教育課	学校給食費補助	18
	学校教育課	校外体験学習	18
	社会教育課	学童保育	18
	社会教育課	放課後子ども教室	19
医療・福祉	介護課	湯河原町地域包括支援センター	20
	介護課	小田原医師会地域医療連携室	20
	介護課	介護用品支給	20
	介護課	湯河原温泉のんびり家族介護者交流	20
	介護課	ゆがわら・まなづる家族会	21
	介護課	配食サービス	21
	介護課	緊急通報システム	21
	介護課	ひとり暮らし高齢者等の登録	21
	介護課	移送サービス	21
	介護課	神奈川県認知症等行方不明SOSネットワーク	22
	介護課	高齢者等温泉入浴利用助成	22
	介護課	高齢者マッサージ利用助成	22
	介護課	高齢者パークゴルフ場利用助成	22
	介護課	高齢者ヘルシープラザトレーニング室利用助成	22
	介護課	ヘルパー受講支援	23
	介護課	長寿健康祝金の贈呈	23
	介護課	長寿夫婦記念品の贈呈	23
	社会福祉課	重度障がい者医療費助成	23
	社会福祉課	福祉タクシー利用助成	24
	こども支援課	小児医療費助成	24
	住民課	特定健康診査・特定保健指導	24
	住民課	湯河原町国民健康保険人間ドック助成事業	24
	保健センター	ご長寿健康診査	25
	保健センター	がん検診	25
	保健センター	成人歯科健診	25

湯河原町 町民向けサービス等一覧「活動団体」

○区会への加入(地域政策課)

・概要

普段から行政の手が届かない地域の課題や、災害などにより行政の機能が混乱した場合の対応など、同じ地域に住む方々が、互いに助け合い、安心して暮らせる環境をつくるため、町では11の区会が組織され、活動しています。

区会に加入して、安全・安心な住みよいまちづくりに参加しませんか。

※加入を希望される方は、お住まいの地域の区長又は組長にお申し出ください。

区長が分からない場合は、地域政策課へご連絡ください。

【町内にある11の区会】

- ・奥湯河原区
- ・温泉場区
- ・宮上区
- ・宮下区
- ・城堀区
- ・門川区
- ・鍛冶屋区
- ・中央区
- ・吉浜区
- ・川堀区
- ・福浦区



○湯河原まちづくりボランティア協会(地域政策課)

・概要

住民参加により、湯河原町のまちづくりに貢献することを目的として、設立されました。湯河原まちづくりボランティア協会には、4つのボランティアグループがあり、それぞれが町内で活躍しています。

【登録方法】地域政策課が窓口になりますので、直接お越しいただくか、電話にてお問い合わせください。

1 観光グループ(湯河原観光ボランティア)

2. 26事件資料館「光風荘」や万葉公園などの観光ガイドを行っています。

【年会費】1,200円

【活動日時】①予約ガイド：9：30～15：00

②待受けガイド：土・日・祝日9：30～15：00(光風荘のみ)

2 環境グループ

湯河原駅前公園・ポケットパーク・図書館の敷地内の清掃活動、植木の剪定、町内の花壇の花づくりなどを行っています。

【年会費】なし

【活動日時】木曜日7：30～8：30

3 図書グループ

町立図書館で書籍などの配架や書架整理などを行っています。希望者は読み聞かせのお手伝いもできます。

【年会費】なし

【活動日時】随時



4 放課後子ども教室グループ

国の教育事業として、町教育委員会の管轄のもと、放課後子ども教室を東台福浦小学校で実施し、通称「そよ風教室」と呼んでいます。放課後の児童たちの活動を安全指導員として3人体制で見守りながら、バルーンアート、手話体験、読み聞かせや各種工作などの講座も行います。

【年会費】なし

【活動日時】水・金曜日14：00～16：30

○子ども会への加入(社会教育課)

・概要

子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与えるため、それぞれ地域に根付いた活動をしています。

【活動内容】

・少年少女砂の芸術大会、夏季キャンプ、少年少女球技大会、スケート教室、リーダー研修会など

○ジュニア・リーダーズ・クラブへの加入(社会教育課)

・概要

ジュニア・リーダーズ・クラブは、中学生・高校生で構成する団体です。町の行事や地域の活動への参加、子ども会活動のサポートなどを行っています。

【対象】町内在住の中学生、高校生

【活動内容】

・少年少女砂の芸術大会、夏季キャンプ、少年少女球技大会、クリスマス会、リーダー研修会など



湯河原町 町民向けサービス等一覧「情報配信」

○広報ゆがわら(秘書広報室)

・概要

湯河原町の月ごとの情報が分かる広報ゆがわらは、毎月1日に発行し、新聞折り込みにより各家庭にお届けしています。

新聞を購読されていないご家庭については、役場本庁舎、防災コミュニティセンター、図書館などの各種公共施設や、郵便局、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどにも置いてありますので、ご利用ください。

広報ゆがわらの詳しい配架場所については、町ホームページをご覧ください。

その他にも、町ホームページや無料アプリ（SideBooks、マチイロ）から広報ゆがわらを読覧することができます。



広報配架場所

○議会ゆがわら(議会事務局)

・概要

湯河原町議会の活動状況を掲載した議会ゆがわらは、年4回、定例会前に発行し、新聞折り込みにより各家庭にお届けしています。

新聞を購読されていないご家庭については、役場本庁舎、防災コミュニティセンター、図書館などの各種公共施設や、金融機関、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどにも置いてありますので、ご利用ください。

また、町議会ホームページや無料アプリ（マチイロ）から、議会ゆがわらを読覧することができます。



町議会ホームページ

○ゆがわらメールマガジン(デジタル推進室)

・概要

ゆがわらメールマガジンは、防災・防犯に関する緊急情報から観光、イベント、お知らせなど身近な話題まで、電子メールやLINEを利用しタイムリーに情報を発信するサービスです。

メールを受信できるパソコンや携帯電話、LINEを利用できるスマートフォンなどがあれば、どなたでも無料でご利用できます。

●パソコンからの登録：

<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/4/1027.html>

●携帯電話からの登録：

「湯河原町メルマガ」で検索もしくは二次元コード読み取り



メールマガジン登録

●LINE友だち追加：

LINEで「湯河原町」で検索もしくは二次元コード読み取り「友だち追加」

○テレビ神奈川(tvk)データ放送(地域政策課・秘書広報室)

・概要

町では、テレビ神奈川（tvk）データ放送を利用して、防災行政無線の放送内容、イベント、休日担当医、町からのお知らせなどの情報を配信しています。

①テレビ神奈川（3ch）の画面でリモコンの「d」ボタンを押す。

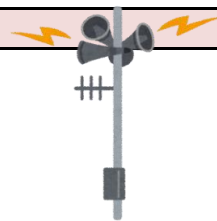
②データ放送が表示されたら、「マイタウン情報」を選択。

③湯河原町のページが表示されたら知りたい情報を選択。

○防災行政無線(地域政策課)

・概要

各地域に町の情報配信をするためのスピーカーが設置されています。
災害時の避難情報や、イベント情報などを放送します。
放送内容は、ゆがわらメールマガジンやテレビ神奈川（tvk）データ
放送でも配信しています。



○湯河原町テレホンサービス(地域政策課)

・概要

防災行政無線の放送が聞き取りにくかった場合、テレホンサービスをご利用いただくことで、放送内容を電話で聞くことができます。

- 通常の放送 TEL 63-2020
(※音声案内が流れますので、案内に従い操作してください。)
- 火災・地震等に関する放送 TEL 60-0010



○四季彩のまち出前講座(秘書広報室)

・概要

住民のもとに町職員が出向き、行政の取り組みや制度など、職員の専門知識を生かした講話をお届けします。

- 【対象】町内在住または在勤の10人以上でお申し込みください。
- 【開催日時】原則として、平日の午前9時から午後5時15分までの間です。
- 【開催場所】湯河原町内の会場を主催者をご用意ください。
- 【講師料】無料 ※講座によっては材料費等実費負担をしていただく場合があります。
- 【申込方法】講座開催日の2週間以上前に、秘書広報室へ出前講座申込書を提出してください。
- 【その他】申込書や詳しいご案内は秘書広報室または町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

湯河原町 町民向けサービス等一覧「暮らし」

○湯河原町結婚新生活支援事業(住民課)

・概要

令和5年1月1日から令和6年3月15日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯のうち、次のすべての条件を満たす世帯に対し、婚姻に伴う新規の住宅取得費用、新規の賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）または引越費用を助成します。

【条件】

- 1 世帯の年間所得額500万円未満であること
- 2 婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること
☆補助金額 ●上限額60万円（夫婦共に29歳以下）
●上限額30万円（夫婦いずれか30歳以上39歳以下）
- 3 対象となる住宅が湯河原町内にあること
- 4 令和6年3月15日までの間に対象となる住宅を住所とし、転入または転居の届出をしていること
- 5 町税などを滞納していないこと
- 6 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと
- 7 過去にこの補助金を受けたことがないこと
- 8 世帯を構成するものが、暴力団員でないこと。また、暴力団や暴力団員と密接な関係を有していないこと



○湯河原町国民健康保険出産育児一時金(住民課)

・概要

町の国民健康保険に加入中の人が出産したときに、出産育児一時金を支給するものです。

【対象者】

出産日に湯河原町国民健康保険に加入している出産者。ただし、他の健康保険の資格喪失が出産日から6か月以内の人で、その健康保険から出産育児一時金に相当する給付の支給を受けた人は、国民健康保険からは支給されません。

【支給額】 50万円

○コンビニ交付サービス(住民課)

・概要

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書を全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。

【利用のために必要なもの】

マイナンバーカード

※利用の際は暗証番号4ケタを入力する必要があります。

【取り扱い店舗】

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどの全国のコンビニエンスストアなどで、マルチコピー機が設置してある店舗に限ります。

【利用可能時間】

6:30～23:00（各店舗により営業日時は異なります。）

※保守点検日（不定期）を除く。

【取得できる証明書及び手数料】

●住民票の写し（本人または同一世帯員の現在の住民票の写し） 1通300円

※住民票コード、マイナンバー（個人番号）の記載はできません。

また、住民票の除票は取得できません。

●印鑑登録証明書（登録者本人のものに限る。） 1通300円

○口座振替納付推進事業(徴収対策室)

・概要

町県民税（普通徴収）、固定資産税（都市計画税を含む）の口座振替の申込みをしていた方に、湯河原町内の有料観光施設等招待券を進呈しております。

【利用できる施設等】

- こごめの湯※ ○町立湯河原美術館※ ○湯河原総合運動公園内パークゴルフ場※
- 湯河原町ヘルシープラザ※ ○《夏季限定》湯河原海浜公園プール※
- 湯河原惣湯 玄関テラス ○町立湯河原美術館内ミュージアムショップ・ミュージアムカフェ

※印のついている施設では、同時利用の場合2名まで利用できます。
いずれか1施設で1回限り有効
各施設により利用内容が異なります。

【口座振替申請方法】

- ・口座振替依頼届書を金融機関に提出
- ・パソコン、スマートフォン（Web）で申請手続き

【口座振替ができる金融機関】

- さがみ信用金庫 ○横浜銀行 ○スルガ銀行 ○かながわ西湘農業共同組合
 - みずほ銀行 ○三井住友銀行 ○三島信用金庫 ○ゆうちょ銀行・郵便局
- （みずほ銀行はWebでの申請はできません。）

【口座振替納付推進事業対象科目】

町県民税（普通徴収）、固定資産税（都市計画税を含む）

口座振替納付をお申込みをいただきますと、各科目の納期限に指定された口座から自動的に振替納付することができます。納付の手間が省け、納め忘れの心配もなくなります。

詳細につきましては町ホームページをご参照ください。



町ホームページ

○ふれあい農園貸付事業(農林水産課)

・概要

ふれあい農園貸付事業は、農業者以外の方が、野菜・花等を栽培することにより自然にふれあい、農業に対する理解を深めることを目的として実施しています。

【貸付料】 1区画（30㎡） 9,000円

【貸付条件】 次のすべてに該当する人

- 1 町内に住民登録がある人または町内に畑以外の固定資産を所有している人
- 2 町税等の滞納がない人
- 3 暴力団員でない人



○予約型乗合い交通「ゆたぼん号」(地域政策課)

・概要

町内の公共交通不便地域（温泉場、オレンジライン、鍛冶屋、福浦）にお住まいの人の移動手段として、公共交通不便地域と駅周辺の目的地エリアを結ぶ予約型乗合い交通「ゆたぼん号」を運行しています。

【利用方法】

- ①当日の朝6時から運行時間の1時間前までに
予約センター（☎0120-25903-9）に電話で予約する。
 - ②予約した時間に、所定の乗車ポイントで待機。
 - ③迎えの車両に乗車。他の予約者がいれば、乗り合わせて運行。
 - ④所定の目的地の降車ポイントに到着。降車時に運賃を現金で支払う。
- ※運行時間や乗降ポイント、運賃など詳しい利用方法については、町ホームページをご覧ください。



○コミュニティバス(地域政策課)

・概要

湯河原町コミュニティバスは、地域の皆さんの便利な足として、また、高齢者や交通弱者の皆さんが買い物やイベントなどに行く際の交通手段として毎日運行しています。

- 【運行区間】 湯河原駅～真鶴駅
【所要時間】 23分（ゆめ公園・兎沢（うさぎざわ）経由は約30分）
【運行便数】 10往復20便／日
（うち3往復6便は、ゆめ公園・兎沢経由）
【運賃】 大人 210円 / 小人 110円（小学生）



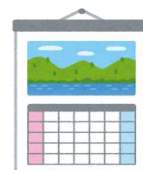
○湯河原町民カレンダー(秘書広報室)

・概要

町の主な行事や保健衛生情報、町税などの納期、防災マップ、医療施設の情報を掲載しており、生活に寄り添った内容となっています。また、各月の挿し絵には町内小中学生により募集した作品の中から選考された作品を掲載しており、親しみやすいカレンダーとなっています。

毎年12月に区会を通じて、1世帯に1部ずつ配布していますが、区会に加入していない世帯の方には役場や防災コミュニティセンターなどの各種公共施設で配布しています。

また、新たに転入してきた世帯には転入手続きの際にお渡ししています。



○ゆがわらWi-Fi(デジタル推進室)

・概要

町内各所に無料でWi-Fiをご利用いただける「ゆがわらWi-Fi」を設置しています。設置場所はFREE Yugawara Wi-Fiのステッカーが目印です。

ご利用の際は、メールアドレスの登録が必要となります。

※「ゆがわらWi-Fi」の設置場所及びアプリについては、町ホームページをご覧ください。

●URL : <https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/4/1036.html>



町ホームページ



○湯河原海辺公園ドッグラン(まちづくり課)

・概要

湯河原海辺公園にドッグランを設置しています。中・大型犬用スペース（600平方メートル）、小型犬用スペース（520平方メートル）、フリースペース（260平方メートル）の3スペースのドッグランです。

なお、利用する場合には愛犬の鑑札又はマイクロチップ装着証明書、狂犬病予防注射済票（愛犬手帳、狂犬病予防注射済証等）、申請者の本人確認ができる書類（免許証など）が必要です。

事前に使用登録ができますので、まちづくり課へお問合せください。

○ごみの収集(環境課)

・概要

湯河原町では、曜日によって出すごみが決まっています。

【ごみの出し方】

- ・月曜日、水曜日、金曜日：可燃ごみ（町指定ごみ袋）
- ・火曜日：びん・カン（交互に収集）
- ・第1木曜日：不燃ごみ
- ・第2、第4木曜日：ダンボール・紙パック・ペットボトル・ペットボトルキャップ
- ・第3、第5木曜日：新聞・雑かみ
- ・第2、第4水曜日：粗大ごみ（有料）

※ごみは決められた日に出し、前日の夜には出さないでください。

午前8時30分（一部地域は8時00分）までに出してください。

○粗大ごみ(環境課)

・概要

- 粗大ごみは、第2・第4水曜日に収集しています。
一辺50cm以上、2m未満の物で、事前に申込みが必要になります。
・一品500円、5品まで申込み可（美化センターに直接持ち込む場合は無料です。）

【申し込み方法と出し方】

- 1 事前申込：環境課へ電話または来庁してください。
※原則収集日の前週の「金曜日」までにお申込みください。
- 2 粗大ごみ収集券：環境課、駅前観光案内所、ヘルシープラザ、町内農協各位店舗にて1枚500円で購入できます。
- 3 出し方：8時30分までに予約時の指定場所に「粗大ごみ収集券」を貼って出してください。（予約状況によって収集が午後になる場合があります。）
※町では収集できない物もありますので、環境課または美化センターへお問い合わせください。



○リサイクル(環境課)

・概要

第4木曜日：布類、古着・天ぷら油、揚げ物油の拠点回収を行っています。

【布類・古着】

- ・袋に入れ、回収箱に入れてください。汚れているもの、濡れているものは「可燃ごみ」へ出してください。
- ・汚れ、汗の臭いなどがなければ洗濯は不要です。

『回収できる衣服（主に春物、夏物、薄手の物）』

- ・Tシャツ、ワイシャツ、ポロシャツ、ブラウス、ワンピース、浴衣、エプロン、薄手のスカート、薄手のズボン、ジーンズ、タオル、シーツ、綿100%の物、薄手の毛布など

『回収できない衣服（主に冬物）』

- ・セーター、フリース、背広、ジャケット、コート、羽毛製品、ぬいぐるみ、汚れているものなど

【天ぷら油・揚げ物油（植物性のみ）】

- ・揚げカス等は取り除いてください。
- ・ペットボトルなどの透明・半透明の蓋ができる容器に入れ、コンテナへ入れてください。
- ・可燃ごみとして捨てる場合は、布などにしみこませるか、固めてください。

【時 間】

8時30分～11時30分

【回収場所】

役場、湯河原第3共同住宅ゴミステーション（※油のみ）、森下公園上倉庫、鍛冶屋会館、社会福祉協議会、子育て支援センター、文化福祉会館、ヘルシープラザ、福浦第9分団詰所、川堀会館、福浦会館、門川会館、千暮公園、城堀会館、商工会館、宮下会館、宮上会館、ぶらりお休み処、奥湯河原分署、美化センター（※油のみ）

○ブックスタート(図書館)

・概要

赤ちゃんとその保護者の方に絵本をプレゼントし、親子で絵本を楽しみ、ふれあいを深めていただき、暖かく楽しいひとときを持ってもらうことを目指した事業です。

4か月健診を受診する保護者と赤ちゃんへ、絵本と絵本のリスト等が入ったブックスタートパックにメッセージを添えてお渡ししています。

○セカンドブック(図書館)

・概要

湯河原町に在住する小学新一年生の児童すべてに、入学のお祝いとして本を1冊プレゼントするものです。児童の読書活動が、さらに深く豊かになるよう応援し、学校での朝読書や一人読み、家読(うちどく)へと繋げていくことを目的としています。



○資料宅配サービス(図書館)

・概要

要介護認定を受けている方、障がい者の認定を受けている方など来館が困難な方に対し、図書館所蔵の図書・CD・DVDをお届けし、貸出します。貸出にあたり所定の手続きが必要です。お一人合計10点まで(DVDは3点)、期限は2週間です。毎月第2・第4金曜日にお届け、または回収します。

○雇用確保支援事業(地域政策課)

・概要

高齢者及び子育て後の女性を中心に、湯河原町で働きたい人と求人希望の町内事業者などをマッチングさせる雇用支援プラットフォームを構築しています。町独自の求人特集ページが町ホームページ内にありますので、町内での新たな働き先を見つけたい際には、ぜひご覧になってください。



町ホームページ



○防災備蓄品購入等事業(地域政策課)

・概要

災害時の食糧対策として粉ミルク、アルファ米、防災用ビスケットなどを購入し、避難生活対策として紙おむつや簡易トイレなどを備蓄することにより、防災対策の強化を図ります。また、災害時に臨時医療救護所を設置する各小学校や町民体育館に備蓄している救急医療資機材を更新しています。

湯河原町 町民向けサービス等一覧「補助金・助成金」

○湯河原町猫不妊及び去勢手術費助成金(環境課)

・概要

町内で猫を飼っている人または飼い主のいない猫(野良猫等)を保護している人で猫の不妊や去勢手術をした場合、手術費の1/2以内でメス3,000円、オス2,000円(※100円未満は切り捨て)を限度として、費用の一部を助成します。

【条件】

- 1 町内に住民登録がある方
- 2 町税などを滞納していないこと
- 3 1世帯につき1年度2匹まで



【添付書類】

- ・獣医師発行の領収書(申請年度発行のもので、不妊・去勢手術費が分かるもの)の提出
- ・助成金の振込み口座が分かるもの(通帳等)

○湯河原町水洗便所改造等助成制度(下水道課)

・概要

町内にある個人所有の居住用家屋で、以下の要件に該当する公共下水道への改造工事を行う場合は工事費の一部を助成します。また、借入をした場合は利子補給制度もあります。

【要件】

- 1 町内の建物で、個人所有の居住用家屋(新築を除く)であること。
- 2 助成金の場合、公共下水道を利用できるようになった日(供用開始の告示日)から3年以内に工事申請の受付をして改造工事を行うもの。
- 3 町税、下水道使用料などを滞納していないこと。



【助成金の割合】

- 30万円を工事費の限度額とする
- ・1年目 工事費の1/3
 - ・2年目 工事費の1/10
 - ・3年目 工事費の1/20

【利子補給の割合】

- 30万円を借入金の限度額とする
- ・1年目 利子の1/2
 - ・2年目 利子の1/3
 - ・3年目 利子の1/4

○木造住宅耐震化補助事業(まちづくり課)

・概要

地震に強い安全なまちづくりを推進するため、町民の皆様が居住する木造住宅について、耐震診断費用や補強工事費用に対し、補助金を交付します。

【条件】

- 1 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅または兼用住宅のもの(昭和56年6月1日以降に増築されたものを除く。また兼用住宅は延床面積70%以上が住宅用途のもの)
- 2 在来軸組工法のもの(桝組壁工法、プレハブ工法のものを除く)
- 3 補助対象の住宅を所有し、居住する方及びその配偶者、また1親等(父母又は子)の親族の方
- 4 補強設計においては要綱に基づく耐震診断の総合評点が1.0点未満のもの
- 5 改修工事においては4の補強設計の交付決定を受けている方

※事前の協議が必要になりますので、診断を受ける前にご相談ください。

○住宅リフォーム等助成事業(地域政策課)

・概要

住環境の向上や町内経済の活性化、ブロック塀撤去などの安全対策を推進するため、費用の一部を助成します。

- 1 住宅のリフォーム費用の一部を助成
- 2 住宅の庭木伐採、撤去及び処分費用の一部を助成
- 3 組積造（ブロック塀など）の撤去及び安全な工作物への設置費用の一部を助成

・共通条件

- 1 申請者及び同一世帯員が町税などを滞納していないこと（請負業者含む）
- 2 町内の業者を利用すること
- 3 暴力団員ではないこと（請負業者含む）
- 4 令和6年3月31日までに申請すること

※申請受付期間については延長する場合がありますので、地域政策課までお問合せください。

1 住宅リフォーム助成 ※着手前に申請が必要です

町内で自ら居住（店舗、事務所、倉庫等が併用されている住宅の場合は、自ら居住の用に供する部分に限る）する住宅又はマンション等の共同住宅については、その専有部分のリフォームを行う場合に、工事費用の一部を助成します。

【対象工事費】工事費20万円以上（消費税除く）

【助成額】工事費の10%（上限10万円）

※住民登録なしの場合は、工事費の5%（上限5万円）



2 住宅庭木伐採等助成 ※着手前の申請は不要です

町内で自ら居住する住宅（共同住宅除く）に付随する庭木の伐採、撤去及び処分を行う場合の費用の一部を助成します。

【対象作業費】作業費3万円以上（消費税込み）

【助成額】作業費の20%（上限2万円）

※住民登録なしの場合は、作業費の10%（上限1万円）



3 組積造(ブロック塀など)撤去等助成 ※着手前に申請が必要です

町内の住宅（共同住宅含む）に付随する道路などに面した組積造（ブロック塀など）の撤去及び安全な工作物への設置費用の一部を助成します。

【対象工事費】工事費10万円以上（消費税除く）

【助成額】工事費の10%（上限5万円、通学路に面する場合は10万円）

※住民登録なしの場合は、工事費の5%（上限2万5千円、通学路に面する場合は5万円）



○生ごみ処理器設置費助成金(環境課)

・概要

ごみの減量化のため、特に、生ごみの減量に効果的なコンポスト及び電動式生ごみ処理機の購入費用の一部を助成します。

処理容器（コンポスト）：購入金額の1/2以内 限度額4,000円（一世帯または一事業所につき2基まで）

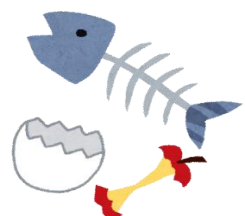
電動式処理機：購入金額の1/2以内 限度額20,000円（一世帯または一事業所につき1基まで）

【条件】

- 1 町内に住民登録があり、現在町内に居住されている方
- 2 町内に事業所があり、事業所で使用する場合
- 3 町税などを滞納していないこと

【添付書類】

- ・処理容器、処理機のカatalog等（品物及び金額表示があるもの）
- ・領収書
- ・助成金の振込み口座が分かるもの（通帳等）



○住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金(環境課)

・概要

再生可能エネルギーの普及を促進するため、住宅用のスマートエネルギー設備の導入費用の一部を補助します。

【対象機器と補助額】

太陽光発電システム	→ 1kW当たり15,000円、上限52,000円
HEMS	→ 導入費用の1/2以内、上限10,000円
定置用リチウムイオン蓄電池	→ 導入費用の1/2以内、上限50,000円
V2H	→ 導入費用の1/2以内、上限50,000円

【対象者】

- 1 申請までに湯河原町内の当該住宅地に住民基本台帳の記録を有する方
- 2 対象設備の普及促進に協力できる方
- 3 町税などを滞納していないこと

※設置する前に、事前に届出が必要となります。

また、対象機器の要件もありますので、事前に環境課までご相談ください。

○湯河原町生垣設置奨励助成金(まちづくり課)

・概要

町内に個人の住宅用地を所有又は使用し、新たに生垣を設置する場合に要する経費の一部を補助するものです。なお、法人が設置するものを除きます。

【生垣設置基準】

- 1 本町内の個人の住宅用地に新たに設置する生垣であること。
- 2 設置する生垣は、公道・公有水路に接する総延長5メートル以上であること。
- 3 樹木の高さは、90センチメートル以上であること。ただし、土台の高さが30センチメートル以上65センチメートル以下の場合は、樹木の高さは60センチメートル以上とする。
- 4 樹木の本数は、延長1メートルにつき(原則として)2本以上であること。
- 5 樹木の種類は、町が推奨するもので樹木が健全であること。
- 6 植樹帯は30センチメートル以上とし、植栽位置は公道等境界から25センチメートル以上内側とする。また、樹木には、支柱をすること。

※完成・成長時に道路にはみ出さないようにする。

【補助額】

- 1 生垣の延長1メートルにつき 3,000円
- 2 同一申請者に対して交付される補助金の最高限度額 100,000円



○防犯カメラ設置助成事業(地域政策課)

・概要

街頭犯罪の発生の抑止に資する「防犯カメラ」の設置を促進し、もっと住みよい安全・安心な町の実現を図るために、費用の一部を助成します。

【交付対象】 町内の建物(店舗、事務所、倉庫、自宅等)で屋外に設置する防犯カメラ等

【対象経費】 5万円以上の購入費、設置工事費

【助成額】 購入費、設置工事費の20%または上限5万円
※住民登録なしの場合は、
購入費等の10%または上限2万5千円



○危険木伐採等補助事業(地域政策課)

・概要

台風や強風による倒木の被害を未然に防ぎ、町民の生命、身体及び財産並びに道路交通の安全の確保を図るための事業です。

町内業者により町内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う場合に費用の一部を助成します。

- 【交付対象】
- 1 倒木により住宅に被害を与え、又は道路の交通に支障となるおそれのある立木等
 - 2 申請者及び同一世帯員が町税などを滞納していないこと
 - 3 町内の業者を利用すること
 - 4 暴力団員ではないこと
 - 5 令和6年3月31日までに申請すること

※請負業者も同様に町税などを滞納していないこと、暴力団員ではないことが条件となります。

【対象経費】 伐採、撤去及び処分に要する経費（消費税除く）

- 【助成額】
- 1 町内に住民登録が有る方対象経費の2分の1または上限20万円
 - 2 町内に住民登録が無い方対象経費の4分の1または上限10万円

○民間施設の町民・市民割引制度(地域政策課)

・概要

湯河原町・真鶴町・熱海市の民間施設のご協力により、湯河原町内の施設はもちろん、真鶴町、熱海市の各種施設が町民・市民割引で利用できます。町民証を提示することにより、町民・市民割引料金でご利用ができます。該当施設については、町ホームページをご覧ください。

【施設の一例】

- ・湯河原町 木村美術館、空調散歩館など
- ・真鶴町 真鶴半島遊覧船
- ・熱海市 ACAO FOREST、アタミロープウェイなど



町ホームページ



湯河原町 町民向けサービス等一覧「子育て」

○湯河原町ファミリーサポートセンター事業(こども支援課)

・概要

地域の中で子育て中の家庭を応援する事業です。育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とが、お互いに助け合い、子育ての相互援助活動を行う仕組みの会員組織です。保育園、幼稚園、小学校、学童保育などへの送迎やその前後の預かり、冠婚葬祭、学校行事、買い物などの外出時の預かり、保護者が病気の時やリフレッシュをしたいときなど、地域の中で子育てを支援することで、安心して子育てができる環境づくりをサポートします。(中学生は、送迎のみ)



○一時預かり(こども支援課)

・概要

保護者等の就労形態の多様化や傷病等の理由で一時的な保育が必要となる場合に、お子さんをお預かりします。

お預かりには、一時保育と短時間預かりの2種類があります。

・一時保育

【対象】 満1歳～就学前児童(原則 町内に住民登録がある方)

【利用日時】 月～土曜日 8:30～16:30

【利用時間】 1日(8時間以内3,000円) 半日(4時間以内1,500円) 給食(250円)
おやつ(100円)

・短時間預かり

【対象】 満1歳～就学前児童(町内在住の保護者または児童のみ)
(町内に住民登録がある保護者(祖父母含む)または児童)

【利用日時】 火～土曜日 9:00～17:00(1日4時間まで)

【利用時間】 1時間500円・給食なし



○湯河原町子育て支援紙おむつ等支給事業(こども支援課)

・概要

子育てしやすい環境づくりに向けて、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、安心して子どもを産み育て、次世代を担う子どもの健やかな成長を町全体で応援することを目的として、宅配により紙おむつ、おしり拭き等を支給いたします。

【対象者】

- 1 町内に住民登録がある1歳の誕生日までの児童を養育し、かつ、同居する父母等で町内に住民登録がある方
 - 2 町税等に滞納がない世帯又は町税等の納付に誠実な意思を有する方
- ※申請月の翌月から1歳の誕生日まで支給対象となります。



○マタニティ・サポート119(保健センター・消防)

・概要

出産時の入院に際して、必要な設備を備えた専用の車両が、ご自宅から病院まで無料でお送りするサービスで、出産の兆候が始まったときや計画出産、予定日出産で産院等へ移動するときに、医師や助産師の指示に基づいて、ご利用いただけるものです。また、町内で里帰り出産を迎える妊婦の皆様にもご利用いただけます。

・対象者

- 1 湯河原町で妊娠届出をした方
 - 2 湯河原町へ転入して、妊婦健康診査費用補助券を交付された方
 - 3 湯河原町で里帰り出産をする方
- ※里帰り出産で町外（真鶴町を除く）へ行く方は対象となりません。



○母子保健型子育て世代包括支援センター「ほんわか」(保健センター)

・概要

妊娠期から子育て期まで安心して暮らせるように支援することを目的として、助産師などの専門職がお一人お一人の状況にあわせて、訪問、各種相談、教室を実施します。

【主なサービス】

- ・ウェルカムベビー教室、妊婦さん訪問
- ・ママと赤ちゃん訪問
- ・育児相談、母乳相談、子育て相談
- ・マッサージで赤ちゃんとのスキンシップ&ママの骨盤ケア、離乳食講習会

○妊産婦健康診査助成(保健センター)

・概要

妊婦健康診査費用を14回目まで（初回：15,000円、2～14回目：5,000円）、産婦健康診査費用を2回目まで（1回：4,000円）助成します。

○妊婦歯科健診(保健センター)

・概要

早産や低出生体重児出産の原因となる歯周病の進行を予防するために、安定期の妊婦さんを対象に、歯科健診を行います。

【健診費用】500円（健診の結果、治療が必要となった場合は別途保険診療等自己負担がかかります。）

【回数】妊娠中に1回

【内容】むし歯の検査、歯周病の検査

【実施場所】湯河原町、真鶴町、箱根町、小田原市の指定歯科医院

○新生児聴覚検査助成(保健センター)

・概要

難聴の早期発見、赤ちゃんの健やかな成長のため聴覚検査費用を助成します。
検査方法により、助成額が異なります。（ABR：上限5,000円、OAE：上限2,000円）

○不妊・不育症治療費助成(保健センター)

・概要

不妊や不育症に悩む方が安心して治療を受けることができるよう、不妊・不育症治療費の一部を助成します。

不妊症は、神奈川県が実施している特定不妊治療助成を受けた方に対して、神奈川県から受けた助成額を控除した額について上乗せ助成します。(上限10万円)

不育症は、医療保険適用外治療費の1/2を助成をします。(上限30万円)

○あゆみの会(社会福祉課)

・概要

言葉や発達が心配、お友達と上手に遊べないお子さん等を対象に、毎月3回水曜日に子ども同士のふれあいや育児支援の場として、言語聴覚士・指導員が生活習慣の指導・助言を行っています。

○子育てサロン(こども支援課)

・概要

お母さんやお父さんが子どもと一緒に遊びに来て、お友達をつくったり、お母さんやお父さん同士が気軽におしゃべりしたりできるスペースです。予約は必要ありません。お気軽にお立ち寄りください。

また、毎月第3火曜日に産後1か月を過ぎたママと赤ちゃんが安心して出かけられる場所として、子育てサロンで『ゆたぼん 赤ちゃんタイム』を設けています。

※親子で利用する施設ですので、お子さんだけの利用はできません。

※室内は禁煙です。

【利用場所】子育て支援センターゆたぼん

【利用時間】火曜日～土曜日 9:00～11:30/13:30～16:00



○ベビーシート・チャイルドシートの無料貸出(まちづくり課)

・概要

生まれたお子さま及び申請者の住民登録が湯河原町にある方を対象に、生後9ヶ月まではベビーシート(身長66センチ以下、体重9キロ未満の乳児用)及び5歳まではチャイルドシート(生後4ヶ月～4歳代・身長105センチ以下、体重7～18キロ未満用)を無料で貸し出しています。

※台数に限りがありますので貸し出しできない場合があります。また、借受けできなかった方は、登録していただき順次対応いたします。



湯河原町 町民向けサービス等一覧「教育」

○育英奨学金制度(学校教育課)

・概要

町内に住民登録があり、成績が優良で、経済的な理由により高等学校の修学が困難な家庭状況にある生徒に対して、学資、交通費、入学調達金などを交付します。

詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。

○就学援助制度(学校教育課)

・概要

町内に住民登録があり、経済的な理由で小・中学校の就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品購入費、修学旅行費、学校給食費、医療費などの一部を援助します。

【対象者】

- ・生活保護法第6条第2項の規定に該当する方(要保護者)
- ・要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる方(準要保護者)

○学校給食費補助(学校教育課)

・概要

町立小学校に在学している児童の学校給食費について、給食費月額4,980円のうち780円を町が助成しています。

保護者の負担は、月額4,200円です。

○校外体験学習(学校教育課)

・概要

概ね小学校3・4年生を対象に地域の皆さんとふれあいながら地場産業を体験します。

【体験学習内容】

- ・稚鮎の放流体験
- ・お茶摘体験
- ・温泉入浴体験
- ・みかん収穫体験

○学童保育(社会教育課)

・概要

就労などの事情により昼間保護者が家庭にいない、町立小学校の児童を対象とした保育サービスです。

【開所日】

- ・月曜日～金曜日・・・授業終了後～18:00
- ・土曜日、学校の長期休業日および振替休日・・・8:00～18:00

【費用】

- ・負担金 6,000円/月
- ・おやつ代 2,000円/月
- ・行事などによる臨時負担金あり



○放課後子ども教室（社会教育課）

・概要

すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもの安全・安心な活用拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て学習活動、スポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流等を行うものです。

【開所日】

- ・湯河原小学校 : 火・木の授業終了後から16：30まで
- ・吉浜小学校 : 水・金の授業終了後から16：30まで
- ・東台福浦小学校 : 水・金の授業終了後から16：30まで

【費用】

- ・行事などによる臨時負担金あり

湯河原町 町民向けサービス等一覧「医療・福祉」

○湯河原町地域包括支援センター（介護課）

・概要

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活が続けることができるように、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関として、高齢者の皆さんの生活をサポートしています。まずは、お電話でご相談ください。

【所在地】湯河原町吉浜1906（ニューライフ湯河原内）

【電話番号】0465-60-0222

【営業時間等】月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く）

○小田原医師会地域医療連携室（介護課）

・概要

病気やケガなど、状況に応じた医療機関のご案内や必要に応じて医療機関への診察依頼を行います。

また、健康・医療・介護について専門スタッフや医師がご相談に応じます（医師の医療相談は予約制）。

【電話番号】0465-47-0833

【受付時間等】月曜日～土曜日（祝・休日、12/29～1/3を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

○介護用品支給（介護課）

・概要

重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に対して介護用品を支給し、家族の経済的負担の軽減などを図るサービスです。

【対象者】住民税非課税世帯に属する要介護4・5の方を在宅で介護する家族

【自己負担】購入費用の10%（公費限度額6,250円/月）

【購入先】町契約業者からの購入が対象となります。

【申込方法】介護課へ必要書類を提出してください。

○湯河原温泉のんびり家族介護者交流（介護課）

・概要

要介護者等を在宅で介護する家族に対し、湯河原温泉でのんびりしていただくことで、心身のリフレッシュと家族介護者同士の交流を目的としています。

【対象者】町内に住民登録があり、要介護3～5の認定を受けている方の家族、または町内に住民登録があり認知症の高齢者などを在宅で介護している家族

【自己負担】1人当たり5,000円

【実施】年1回（1泊2日）

【申込時期】町広報でお知らせします。

【申込方法】介護課へ電話または介護課窓口でお申込みください。

○ゆがわら・まなづる家族会（介護課）

・概要

認知症等の介護の悩み、体験談、情報交換など、認知症の本人や家族の交流の場です。

【開催日時】 奇数月の第2金曜日 10:00～12:00

【開催場所】 湯河原会場と真鶴会場で交互に開催されます。詳しくは、介護課までご連絡いただくか、町広報にてご確認ください。

○配食サービス（介護課）

・概要

栄養改善の必要性や調理困難にある高齢者を対象に、自立支援、栄養改善及び安否確認の観点からお弁当（昼食・夕食）をお届けするサービスです。

【対象者】 調理困難等にある一人暮らし高齢者・高齢者世帯に属する方

【自己負担】 500円/食 ※利用券の事前購入が必要となります。

【実施日】 毎日（委託事業所の休業日を除く）

【申込方法】 介護課へ必要書類を提出してください。



○緊急通報システム（介護課）

・概要

ペンダント型無線発信機などを貸与し、緊急時の連絡体制を確保します。

【対象者】 身体上慢性疾患等で、常に注意を要する高齢者世帯に属する方及び80歳以上の一人暮らし高齢者の方

【費用】 通話料金は利用者の負担となります。

【申込方法】 介護課へ必要書類を提出してください。

○ひとり暮らし高齢者等の登録（介護課）

・概要

高齢者等に対する緊急時の対応や、安否の確認などを図るため、一人暮らし高齢者等の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。

【対象者】 ひとり又は高齢者のみで生活している65歳以上の方

【費用】 無料

【申込方法】 地域の民生委員又は介護課に必要書類を提出してください。



○移送サービス（介護課）

・概要

ねたきりなどで、公共交通機関を利用することが困難な方を病院等に移送するサービスです。

【対象者】 公共交通機関を利用することが困難なねたきりの高齢者等で、町社会福祉協議会に登録（申込み）のある方

【費用】 町内500円 真鶴町・熱海市1,000円 小田原市等1,500円

【申込方法】 町社会福祉協議会にご相談・お申込みください。

（町社会福祉協議会 TEL 62-3700）



○神奈川県認知症等行方不明SOSネットワーク(介護課)

・概要

行方不明等のおそれのある高齢者等を事前に登録し、行方不明になった時の早期発見、一時保護（安全確保）を図ります。

【対象者】認知症等により行方不明のおそれのある高齢者等

【費用】無料

【申込方法】顔写真・全身の写真を持参の上、介護課へ必要書類を提出してください。



○高齢者等温泉入浴利用助成(介護課)

・概要

駅周辺の温泉施設（ゆがわら万葉荘・旅館水月）を利用する場合に、費用の一部を助成（月4回まで）します。

【対象者】65歳以上の方で、あらかじめ入浴券の交付を受けた方

【費用】施設利用時に入浴券とは別に400円必要となります。

【申込方法】本人確認書類を提示の上、介護課へお申込みください。



○高齢者マッサージ利用助成(介護課)

・概要

高齢者の健康増進のため、マッサージを利用する場合に、費用の一部を助成（四半期ごと1回まで）します。

【対象者】65歳以上の方で、あらかじめ受療券の交付を受けた方

【費用】マッサージ利用時に受療券とは別に600円必要となります。

【申込方法】本人確認書類を提示の上、介護課へお申込みください。



○高齢者パークゴルフ場利用助成(介護課)

・概要

高齢者の健康増進のため、町パークゴルフ場を利用する場合に、費用の全額を助成（月2回まで）します。

【対象者】65歳以上の方で、あらかじめ利用券の交付を受けた方

【費用】月2回まで無料（利用券を町パークゴルフ場に提出します。）

【申込方法】本人確認書類を提示の上、介護課へお申込みください。



○高齢者ヘルシープラザトレーニング室利用助成(介護課)

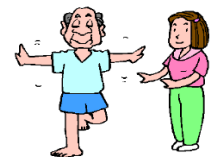
・概要

高齢者の健康増進のため、町ヘルシープラザトレーニング室を利用する場合に、費用の全額を助成（四半期ごと6回まで）します。

【対象者】65歳以上の方で、あらかじめ利用券の交付を受けた方

【費用】四半期ごと6回まで無料（利用券を町ヘルシープラザに提出）

【申込方法】本人確認書類を提示の上、介護課へお申込みください。



○ヘルパー受講支援(介護課)

・概要

多様化する高齢者等のニーズに対応した介護サービスを提供するため、介護に必要な知識・技能を習得し、介護者の負担軽減や実践的に活躍できる人材の育成・確保を図ります。

【対象者】町内に在住又は在勤で、介護職員初任者研修を修了した方

【費用】養成研修受講料のうち、2万円を上限に助成します。

【申込方法】介護課へ必要書類を提出してください。



○長寿健康祝金の贈呈(介護課)

・概要

多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、その長寿を祝い、長寿健康祝金を贈呈します。

【対象者】毎年9月15日時点で77歳・88歳・100歳になる町民のうち引き続き1年以上本町にお住まいの方

【贈呈額等】77歳 5,000円、88歳 10,000円、100歳 30,000円

【贈呈時期】毎年、9月中旬に贈呈訪問または口座振込をします。ただし、100歳の方へは、その誕生月内に贈呈訪問します。

【申込方法】介護課に必要書類を提出してください。※100歳の方の申込は不要です。

○長寿夫婦記念品の贈呈(介護課)

・概要

敬老の日を記念して、長寿ご夫婦に記念品を贈呈します。

【対象者】毎年9月15日までに、引き続き1年以上お住まいで、住民登録のあるご夫婦のうち、ご結婚50年・60年を迎える方

【贈呈時期】9月中旬に贈呈します。

【申込時期】町広報紙でお知らせします。

【申込方法】介護課に必要書類を提出してください。



○重度障がい者医療費助成(社会福祉課)

・概要

身体障害者手帳が1～2級の方、知的障がい者(児)でIQ35以下の方、身体障害者手帳3級でIQ50以下の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方が、医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担部分について助成します。ただし、入院の食事療養費は除きます。また、精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院による医療費は対象外です。

○福祉タクシー利用助成(社会福祉課)

・概要

在宅で身体障害者手帳が1～3級の方、療育手帳がA 1～2の方、知能指数が35以下の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方が、日常生活においてタクシーを利用した場合に、その初乗り運賃分を利用券により助成します。配布枚数は年間24枚を上限とし、有料道路障がい者割引制度を利用している方は、12枚を限度とします。ただし、腎臓機能障害1級の方で、人工透析を行っている方には、年間12枚を限度に追加交付します。

利用できるタクシーは、町と協定を結んでいる事業者で、予約型乗合い交通「ゆたぼん号」も利用できます。

いずれも、本人以外は利用できません。



○小児医療費助成(こども支援課)

・概要

学校卒業までの通院と入院が対象で、医療保険の自己負担分が助成されます。ただし、他の公費負担制度が優先される場合は、残りの自己負担分が助成対象となります。入院の食事療養費分及び保険外診療分は助成対象にはなりません。

県外の病院等で医療費を支払った場合は、払い戻しとなります。



○特定健康診査・特定保健指導(住民課)

・概要

国民健康保険加入の40歳から74歳の方を対象に、生活習慣病になる前の段階で異常を早期発見し、生活改善などで生活習慣病を予防することを目的とした健康診査費用の一部を負担します。

また、特定健康診査結果から動機づけ支援・積極的支援に該当した方は、自らの健康状態を正しく理解し、生活習慣改善のための行動目標を自ら設定・実施できるよう、保健師等による支援を無料で受けることができます。



○湯河原町国民健康保険人間ドッグ助成事業(住民課)

・概要

国民健康保険加入の40歳から74歳の方を対象に、生活習慣病、その他の疾病の予防及び早期発見を推進するため、特定健康診査の実施を呼びかけていますが、特定健康診査を満たす健診内容(人間ドッグ)を受診された方の受診結果を提供してもらうことで、要した費用の一部を助成します。

(※同じ年度に特定健康診査を受けている方は対象外です。)

【助成額】 人間ドッグの受診に要した費用の額の1/2に相当する額(上限1万円)

○ご長寿健康診査(保健センター)

・概要

生活習慣病、その他の疾病の予防及び早期発見を目的とし、町内に住民登録がある75歳以上の方に対して、健康診査を実施します。

【費用】 無料

【受診方法】 町内指定医療機関に予約の上、受診してください。

○がん検診(保健センター)

・概要

がんの早期発見・早期治療を目的として、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診を実施し、検診費用の一部を助成します。(70歳以上の方の検診費用は無料)

【対象者】 胃がん：40歳～74歳の男女

肺がん・大腸がん：40歳以上の男女

子宮がん：20歳以上の女性

乳がん：35歳以上の女性

○成人歯科健診(保健センター)

・概要

生活習慣予防の一環として、早期に適切な医療や生活習慣行動に結びつけ、疾病の発症及び悪化を予防することを目的に、歯科健診を実施します。

【対象者】 実施年度中に、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳になる方

【健診費用】 1,300円（健診の結果、治療が必要となった場合は別途保険診療等自己負担がかかります。）

【実施場所】 湯河原町、真鶴町、箱根町、小田原市の指定歯科医院

発行 : 令和 5 年 湯河原町
企画・編集 : 湯河原町地域政策課 企画係
〒259-0392 湯河原町中央二丁目 2 番地 1
T E L : 0465-63-2111